

事務局長	係長	係

第7回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日（水）午前9時00分～午前9時30分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）
3. 出席者（9名）

委員 永尾 敏行	農地利用最適化推進委員 山崎 和幸
委員 山下 洋一	農地利用最適化推進委員 永尾 勝芳
委員 武村 哲也	
委員 竹下 砂男	
委員 梶原 一郎	
委員 吉村 尚子	
委員 中島 英昭	
4. 欠席者（1名）

農地利用最適化推進委員 牛島 幸雄
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■	委員 ■番 ■■ ■■
-------------	-------------
 - 第2 【議案第10号】 令和5年度農業経営基盤強化促進法（第9号）の諮問について
 - 【議案第11号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）
6. その他
7. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	千住 靖弘
係 長	津野 弘樹
主 事	竹下 裕哉

8. 会議の内容

事務局長 おはようございます。ただ今から令和5年第7回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は永尾会長にお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第10号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問について議題に供します。事務局から議案第10号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 おはようございます。それでは、議案第10号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問について、説明をいたします。2ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第10号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第10号の朗読及び説明を終わります。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第9号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第10号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第9号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議 長

続いて、議案第 11 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（1 件）について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは 4 ページをご覧ください。
令和 5 年 12 月 22 日に申請があった分について説明させていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第 11 号農地法第 5 条の規定による農地の転用について内容を朗読及び説明】

それでは別紙の「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る意見書」をご覧ください。

農地区分は、県庁、市役所、町役場から概ね 300m 以内（大町町役場から概ね■■■m 以内）の農地であり、第 3 種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的。申請土地が農用地区域内農地（一時転用の場合）、第 1 種農地（地域の農業の振興に資する施設に該当する場合）又は第 2 種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由】というところですが、申請地は大町町役場から概ね■■■m 以内であることから第 3 種農地と判断できるため、申請は許可相当だと思われます。【2.資力及び信用】必要な資金の調達については、預金残高の写し及び融資証明書が添付されており適当と考えられます。【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無】については、隣接する土地の排水承諾書及び同意書が添付されています。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、事業計画内容から確実であると判断できます。【5.行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、都市計画区域外のため都市計画法の開発許可の要否は「否」であり確実と判断できます。【6.農地以外の土地の利用見込み】については、該当ありません。【7.計画面積の妥当性】については、土地利用計画図から妥当と判断されるため、適当であると思われます。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、該当ありません。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、雨水は敷地内側溝を經由し、東側既水路へ放流される。また、土留め工事や擁壁設置が行われることから周辺農地への支障は認められないと判断されます。【10.地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保への支障の有無】については、申請地を含む地域では地域計画が未策定であり、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは認められないことから支障はないと判断できます。【11.一時転用である場合には、その妥当性】については、一時転用ではないので、該当なしです。【12.法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】については、該当ありませ

ん。

以上により、本案件については許可相当ではないかと思われ
ます。

議 長

ありがとうございました。何か質問等はありませんか。

（ ■ ■ 委員
■ ■ 委員

） 国道下の塩ビ管が詰まるなど、今後、排水に関して問題が起き
ないようにしてもらいたい。

事務局

転用事業者にその旨をお伝えしておきます。

議 長

他にありませんか。

■ ■ 委員

地図北側を流れている水路に排水することは出来ないのです
か。

事務局

農地の勾配等を考慮すると難しいという判断です。

議 長

その他に何かありませんか。

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 11 号農地法
第 5 条の規定による農地の転用（1 件）について、賛成の方は挙
手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

議案第 11 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（1 件）につ
いて、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議 長

他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願い
します。

副議長

それではこれをもちまして、第 7 回大町町農業委員会総会を
閉会いたします。次回の農業委員会総会は、2 月 6 日（火）に開
催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員